

## 高機能前照灯装備確認方法

制定：平成30年 3 月20日

改定：令和 4 年 3 月23日

### 1. 施行期日

この装備確認方法は、平成30年4月1日から施行する。ただし、令和4年3月23日に改定した規程は、令和4年4月1日から施行する。

### 2. 適用範囲等

この装備確認方法は、自動車事故対策機構（以下、「機構」という。）が実施する自動車等アセスメント情報提供事業における試験のうち、高機能前照灯装置が装備されている専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量2.8トン以下の自動車について適用する。

### 3. 用語の意味

この装備確認方法中の用語の意味は、次のとおりとする。

- (1) 「高機能前照灯」とは、夜間走行時に前方の交通状況によって、前照灯の照射範囲を自動的に適切なものへ変更させることを目的として、「自動防眩型」又は「自動切替型」の機能を備えた装置をいう。
- (2) 「自動防眩型」とは、前方の交通状況によって、走行ビーム（主ビーム）の配光を可変させる機能（対向車の前部灯火装置及び前部信号装置が発する光に対して主ビームを制御する場合において、対向車以外を照射する主ビームは作動が保持されているものに限る。）をいう。
- (3) 「自動切替型」とは、走行ビームとすれ違いビームを自動的に切替える機能をいう。
- (4) 「主走行ビーム（主ビーム）」とは、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物が確認できることを目的とした前照灯の照射光線をいう。
- (5) 「すれ違いビーム（下向きビーム）」とは、照射光線が他の交通を妨げないように光軸の変更や部分的に照射光線を遮光することにより照射範囲が調整された前照灯の照射光線をいう。
- (6) 「作動速度」とは、当該装置によるすれ違いビームへの自動切替又は部分遮光の機能が作動する車両の走行速度の範囲をいう。

### 4. 自動車製作者等からのデータの提供

自動車製作者等は、装備確認する車両の装置機能及びその作動速度の確認に必要なデータ（付表1）及び以下の資料、又はそれらに準ずる資料を機構へ提供することとする。

- (1) 基準認証試験結果：装備確認する車両型式に該当する、UN ECE R48における「adaptive main-beam headlamps（配光可変型主ビーム（対向車の前部灯火装置及び前部信号装置が発する光に対して主ビームを制御する場合において、対向車以外を照射する主ビームは作動が保持されているものに限る。）前照灯）」又は「automatic control of the main-beam headlamps（主ビーム前照灯の自動制御）」の基準認証試験結果又はそれに準ずる資料。
- (2) 取扱説明書：装備確認する車両型式に付属する取扱説明書（オーナーズマニュアル）、又

はそれに準ずる資料。

## 5. 結果の記録

### 5.1 高機能前照灯の機能及び装備確認

基準認証試験結果の資料により、配光可変型主ビーム前照灯の認証が確認された場合には、付表2の「自動防眩型」の欄に“有”と記録する。同資料により、主ビーム前照灯の自動制御の認証が確認された場合には、付表2の「自動切替型」の欄に“有”と記録する。それ以外の場合には、各装置の欄に“無”を記録する。

### 5.2 作動速度の確認

5.1項により“有”が記録された全ての装置について、取扱説明書の資料に記載されている当該装置の作動速度を、それぞれ付表2の「速度範囲」の欄に記録する。



